



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成14年3月29日金曜日 第1343号外1

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県林業試験場使用規則の一部を改正する規則..... 1

規 則

○愛媛県規則第28号

愛媛県林業試験場使用規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年3月29日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県林業試験場使用規則の一部を改正する規則

愛媛県林業試験場使用規則（平成2年愛媛県規則第55号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

愛媛県林業技術センター使用規則

第1条中「愛媛県林業試験場（以下「試験場」を「愛媛県林業技術センター（以下「センター」に、「試験場が」を「センターが」に、「林業技術研修」を「研修」に、「試験場の」を「センターの」に改める。

第2条の見出し中「試験場」を「センター」に改め、同条第2項中「試験場」を「センター」に、「（以下「展示研修施設」を「及び緑化センター（以下「展示研修施設等」に改める。

第3条中「試験場に」を「センターに」に、「愛媛県林業試験場長（以下「場長」を「愛媛県林業技術センター所長（以下「所長」に改める。

第4条中「場長」を「所長」に改める。

第5条中「試験場」を「センター」に、「場長」を「所長」に改める。

第5条の2の見出し中「林業技術研修」を「研修」に改め、同条中「林業技術研修を」を「研修（不特定多数の者を対象とする研修で知事が定めるものを除く。）を」に、「林業技術研修の」を「研修の」に改める。

第5条の3の見出し中「決定」を「決定等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 知事は、不特定多数の者を対象とする研修で知事が定めるものの受講を希望する者の数が、知事が定める当該研修の定員の数を超えるときは、その超える数に係る受講を希望する者の受講を認めないことがある。

第5条の4及び第5条の6第3項第3号中「試験場」を「センター」に改める。

第6条の見出し及び同条第1項中「展示研修施設」を「展示研修施設等」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 知事が必要と認めたる日

第6条第2項中「展示研修施設」を「展示研修施設等」に改める。

第7条の見出し中「展示研修施設」を「展示研修施設等」に改め、同条中「展示研修施設」を「展示研修施設等」に改め、「研修室」の下に「、緑化木展示流通施設」を加える。

第8条の見出し中「研修室」を「研修室等」に改め、同条第1項中「展示研修施設のうち、研修室」を「センターの研修室及び緑化木展示流通施設（以下「研修室等」という。）」に、「愛媛県林業試験場施設使用許可申請書」を「愛媛県林業技術センター施設使用許可申請書」に改め、同条第2項中「愛媛県林業試験場施設使用許可書」を「愛媛県林業技術センター施設使用許可書」に、「研修室」を「研修室等」に改める。

第9条の見出し並びに同条各号列記以外の部分、第1号及び第2号中「展示研修施設」を「展示研修施設等」に改め、同条第3号中「試験場」を「センター」に改める。

第10条の見出し中「研修室」を「研修室等」に改め、同条中「愛媛県林業試験場施設使用変更許可申請書」を「愛媛県林業技術センター施設使用変更許可申請書」に改める。

第11条の見出し中「研修室」を「研修室等」に改め、同条中「展示研修施設」を「展示研修施設等」に改め、同条第1号中「試験場」を「センター」に改める。

第11条の2第1項中「林業技術研修」を「研修」に、「森林又は林業」を「林業、森林又は緑化」に改め、同条第2項中「展示研修施設のうち、研修室」を「センターの研修室及び緑化木展示流通施設（以下「研修室等」という。）」に、「「研修室」を「研修室等」に、「展示研修施設」を「展示研修施設等」に、「展示研修施設を」を「展示研修施設等を」に、「展示研修施設の」を「展示研修施設等の」に改める。

第12条第1項中「展示研修施設」を「展示研修施設等」に改める。

第13条中「愛媛県林業試験場使用料条例」を「愛媛県林業技術センター使用料条例」に改める。

第14条中「愛媛県林業試験場使用料減免申請書」を「愛媛県林業技術センター使用料減免申請書」に改める。

第16条第2項中「愛媛県林業試験場使用料還付申請書」を「愛媛県林業技術センター使用料還付申請書」に改める。

第17条中「試験場」を「センター」に、「林業技術研修」を「研修」に改める。

別表2を次のように改める。

2 研修室等の使用料

区 分	使用時間又は単位	金 額
研修室	午前 9:00 ~ 12:00	2,540円
	午後 13:00 ~ 17:00	3,770円
	全日 9:00 ~ 17:00	6,310円
屋内緑化木展示流通施設	10平方メートル1日につき	80円
屋外緑化木展示流通施設	10平方メートル1日につき	5円

備考 屋内緑化木展示流通施設及び屋外緑化木展示流通施設については、10平方メートル又は1日未満の端数があるときは、それぞれ10平方メートル又は1日とする。

様式第1号中「愛媛県林業試験場長殿」を「愛媛県林業技術センター所長 殿」に改める。

様式第2号中「本場」を「本センター」に改める。

様式第3号中「愛媛県林業試験場施設使用許可申請書」を「愛媛県林業技術センター施設使用許可申請書」に、「研修室」を

「 研修室

緑化センター

屋内緑化木展示流通施設 m^2

屋外緑化木展示流通施設 m^2 」

に改める。

様式第4号中「) 愛媛県林業試験場施設使用許可書」を「) 愛媛県林業技術センター施設使用許可書」に改め、同様式(表)中「愛媛県林業試験場施設使用許可書」を「愛媛県林業技術センター施設使用許可書」に、「 研修室」を

「 研修室

緑化センター

屋内緑化木展示流通施設 m^2

屋外緑化木展示流通施設 m^2 」

に改め、同様式(裏)2中「研修室」の下に「、緑化木展示流通施設」を加え、同様式(裏)3中「研修室」の下に「及び緑化木展示流通施設」を加え、「愛媛県林業試験場使用規則」を「愛媛県林業技術センター使用規則」に改め、同様式(裏)5中「研修室」の下に「、緑化木展示流通施設」を加え、「愛媛県林業試験場」を「愛媛県林業技術センター」に改め、同様式(裏)6及び7中「愛媛県林業試験場」を「愛媛県林業技術センター」に改める。

様式第5号中「愛媛県林業試験場施設使用変更許可申請書」を「愛媛県林業技術センター施設使用変更許可申請書」に改め、同様式注中「愛媛県林業試験場施設使用許可書」を「愛媛県林業技術センター施設使用許可書」に改める。

様式第6号中「愛媛県林業試験場使用料減免申請書」を「愛媛県林業技術センター使用料減免申請書」に改める。

様式第7号中「愛媛県林業試験場使用料還付申請書」を「愛媛県林業技術センター使用料還付申請書」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

(愛媛県緑化センター使用規則の廃止)

2 愛媛県緑化センター使用規則(昭和52年愛媛県規則第32号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則施行の際現に改正前の愛媛県林業試験場使用規則(以下「旧規則」という。)第8条第1項の規定による許可又は廃止前の愛媛県緑化センター使用規則第5条第1項の規定による許可を受けている者は、改正後の愛媛県林業試験場使用規則(以下「新規則」という。)第8条第1項の規定による許可を受けている者とみなす。

4 この規則施行の際現に旧規則様式第1号、様式第3号及び様式第5号から様式第7号までの規定により提出されている書類は、新規則様式第1号、様式第3号及び様式第5号から様式第7号までの規定により提出されている書類とみなす。